

平成28年3月現在

## 一般財団法人小堀雄久学生等支援会の概要

- 設立 平成23年11月4日
- 目的 愛国心に富み、仁・義・礼を尊び、勉学に勤しむ者で、経済的理由で就学が困難になっている者のために育英奨学事業を行い、人間性を磨き、互いに切磋琢磨する有為の若者を支援することを目的とする
- 事業 1、学資の貸与  
2、その他目的を達成するためにな事業
- 対象 当財団が指定する大学・大学院の理工系（但し、医・薬学系は除く）の学生
- 奨学金 月額4万円。貸与（無利子）のみ。
- 奨学生実績（平成26年度）国立大学・大学院（東大、横浜国大）3人、高専（鶴岡高専）2人  
（平成27年度）国立大学・大学院（東大、横浜国大、群馬大）10人
- 基本金 4億4200万円
- 役員 理事長 小堀雄久
- 所在地 東京都目黒区緑が丘二丁目23番6号  
080-8421-3114  
ホームページ <http://www.koborizaidan.or.jp>  
e-mail : [koborizaidan@outlook.jp](mailto:koborizaidan@outlook.jp)

## 小堀雄久略歴

- 昭和 7 年 東京府浅草区で誕生
- 昭和 20 年 東京府立第七中学校入学
- 昭和 23 年 学制改革により東京都立第七高等学校進学
- 昭和 26 年 同高校を卒業、家業のカメラ精密機器部品制作に従事
- 昭和 27 年 東京大学に入学
- 昭和 28 年 株式会社・小堀製作所設立
- 昭和 31 年 東京大学卒業
- 昭和 31 年 興国人絹パルプ入社
- 昭和 36 年 興国人絹パルプ退社
- 昭和 36 年 小堀製作所入社、常務取締役
- 昭和 46 年 四国精機工業株式会社代表取締役兼務
- 昭和 58 年 米国 Vivitar 大学より Master の称号を受ける
- 平成 8 年 小堀製作所専務取締役
- 平成 13 年 小堀製作所代表取締役社長
- 平成 16 年 ズームレンズ対応鏡筒で特許取得
- 平成 17 年 投射レンズで特許取得
- 平成 18 年 嵌め込み式レンズキャップで特許取得
- 平成 20 年 東京大学基金栄誉会員
- 平成 21 年 紺綬褒章受章
- 平成 21 年 小堀製作所代表取締役辞任
- 平成 23 年 一般財団法人小堀雄久学生等支援会を創設、理事長就任

## 奨学生の募集要項（平成28年度）

一般財団法人小堀雄久学生等支援会

### 1. 奨学生の資格

理工系（医・薬学系を除く）の大学、大学院修士課程の学生で、愛国心に富み、仁・義・礼を尊び、学業に勤しむ者で、経済的理由により学資の援助を必要とする者。但し、家計扶養者（保護者）の年間収入（税込み）は、100万円以下であること。

### 2. 奨学金の額と貸与方法

貸与月額 4万円（無利子）。

3ヵ月まとめて、4、7、10、1月に奨学生本人の金融機関口座に振り込む。但し初年度は振り込み月に変更もある。

### 3. 貸与期間

在籍学年から修業までの最短期間とする。在籍大学の大学院へ進学する場合は借用承諾書の更新などの手続きを経て、引き続き奨学生とする。

### 4. 奨学生の義務

奨学生は、貸与期間中の年度末（1月）ごとに、学業（進学）状況、生活状況について報告しなければならない。

奨学生または連帯保証人の住所、その他重要な事項の変更があったときは、直ちに当財団に届けなければならない。

### 5. 奨学金の返還方法

返還は貸与が終了した月から起算し1年を経た後、貸与期間の2倍以内に完了しなければならない。返還は半年賦か年賦払いとする。返還に関する振り込み手数料は奨学生の負担とする。

### 6. 返還誓約書の提出

貸与が終了した場合、奨学生は、連帯保証人と連署のうえ、借用証書と返還計画書を提出しなければならない。

### 7. 奨学金の休止、停止

学業成績または性行が不良となったとき。学籍を失ったとき。その他、財団が奨学生として、ふさわしくないと認めたとき。

## 8. 申請の手続き

### (1) 提出書類

奨学生願書

扶養者（保護者）の収入証明書（源泉徴収票あるいは所得証明書）

学業証明書（新入生は出身高校の成績証明書、2年生以上は前年度の成績証明書）

大学の推薦状 ※事務で作成します

小論文800字以内（奨学金の必要事由、将来の人生設計）

※市販の原稿用紙を使用のこと

### (2) 提出先 情報科学研究科 教務係

### (3) 提出期限 6月3日（金）

## 9. 募集人員

4名

## 10. 奨学生の決定及び通知

奨学生の決定は、書面により大学学長並びに申請者に通知する。採用が決まれば、借用承諾書の提出を願います。

尚、願書などの取り扱いにつきましては、奨学金貸与業務のためにのみに利用します。

以上

お問い合わせ先

一般財団法人 小堀雄久学生等支援会、

東京都目黒区緑が丘二丁目23番6号

電話番号080-8421-3114

e-mail: koborizaidan@outlook.jp

ホームページ www.koborizaidan.or.jp

（担当理事 鈴木敏）

# 小堀雄久学生等支援会奨学生願書

(奨学金貸与規定 別紙様式1)

|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
|------------------------------------------|------------------------|----|--------------------|---------|-----|-------|------------|
| ふりがな                                     |                        |    | 性別                 | 大学      |     |       | (顔写真貼付)    |
| 氏名                                       |                        |    | 男・女                | 大学院     |     |       |            |
| 生年月日                                     | 平成                     | 年  | 月                  | 日生      | 満   | 歳     |            |
|                                          |                        |    |                    | 入学年月    | 年   | 月     |            |
|                                          |                        |    |                    | 卒業予定    | 年   | 月     |            |
| 本人現住所                                    | 〒 e-mail               |    |                    |         |     |       |            |
|                                          | 電話 - - 携帯 - -          |    |                    |         |     |       |            |
| 連帯保証人氏名<br>(ふりがな)                        |                        |    | 連帯保証人現住所<br>及び電話番号 | 〒       |     |       | 本人との<br>関係 |
|                                          |                        |    |                    | 電話      |     |       |            |
| 連帯保証人勤務先                                 |                        |    | 勤務先住所及び<br>電話番号    | 〒       |     |       | 年齢         |
|                                          |                        |    |                    | 電話      |     |       | 歳          |
| 本人履歴                                     | 年                      | 月  | 高校卒業               |         |     |       |            |
|                                          | 年                      | 月  |                    |         |     |       |            |
|                                          | 留学・休学等の異動 年 月～ 年 月 ( ) |    |                    |         |     |       |            |
| 履歴及び家族状況                                 | 氏名                     | 続柄 | 年齢                 | 勤務先・学校名 | 現住所 | 給与所得額 | その他所得額     |
|                                          |                        |    |                    |         |     | 千円    | 千円         |
|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
|                                          |                        |    |                    |         |     |       |            |
| 提出の際は、所得額を証明する書類（源泉徴収票または所得証明書）を貼付してください |                        |    |                    |         |     | 所得合計  | 千円         |

貴財団奨学金貸与規定により奨学金の貸与を受けたいと思いますので、連帯保証人と連署して申請いたします。

貴財団から貸与を受けた場合は、貴財団奨学金貸与規定を遵守し、また同規則第13条により借用した全額を返済いたします。連帯保証人は、同貸与規則第19条により、本人と連帯してその支払いをいたします。

平成 年 月 日

本人

印

連帯保証人

印

一般財団法人小堀雄久学生等支援会 御中

# 一般財団法人小堀雄久学生等支援会奨学金貸与規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人小堀雄久学生等支援会・定款第3条第1号に基づき、奨学金の貸与に関し必要な事項を定め、有為な青少年の勉学を援助することを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 理工系学部（医学・薬学を除く）の大学・大学院（博士課程前期）の学生で、愛国心に富み、仁・義・礼を尊び、学術優秀かつ品行方正であり、経済的事由により学資の援助を必要とする者は、当財団の奨学生となることができる。

## 第2章 奨学生の決定及び奨学金の貸与

### (奨学生の決定)

第3条 奨学生の採用は、大学から推薦を受けた者を理事会で決定し、その結果を本人と大学に通知する。

### (必要書類)

第4条 奨学生になろうとする者（以下「申請者」）は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（別紙様式1）
- (2) 直近に卒業した高校の成績証明書または前年度の成績証明書
- (3) 在籍する大学の推薦状
- (4) 経済的事実を証明する書類

2 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者とする。

### (貸与金額)

第5条 貸与する奨学金の月額額は4万円とする。

### (貸与期間)

第6条 奨学金の貸与期間は、奨学生の在学する学校の採用時から最短の修業

年限までとする。但し、所定の修業期間満了前に大学の在籍を失ったときはその時点で貸与期間は終了する。

2 修学の中途より貸与を受ける場合も前項と同様である。

(借用承諾書の提出)

第7条 第3条によって奨学金の貸与を許可されたものは、連帯保証人と連署の上、「借用承諾書」(別紙様式2)を理事長に提出しなければならない。

(交付方法)

第8条 奨学金は、3か月分まとめて、4、7、10、1月に奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法によって交付する。

(異動の届出義務)

第9条 奨学生は、次に掲げる場合には、理由を付して、直ちに理事長に届け出なければならない。但し、本人が傷病その他やむを得ない事由によって届け出ができないときは、連帯保証人がこれに代わり届け出なければならない。

- (1) 留年したとき
- (2) 停学、退学、その他の処分を受けたとき
- (3) 刑事処分又は少年保護処分を受けたとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先、連絡先に変更があったとき
- (5) 連帯保証人を変更するとき
- (6) 学校の在籍を失ったとき

(レポート等の提出)

第10条 奨学生は、貸与期間中の年度末(1月)ごとに、学業(進学)状況、生活状況について報告しなければならない。

(貸与の辞退)

第11条 奨学生は、本人の申し出により、奨学金の貸与を辞退することができる。

(理事会の議決による貸与の終了)

第12条 奨学生が次に掲げる場合は、第6条の貸与期間が満了する前に、理事会の議決により、奨学金の貸与を終了することができる。

- (1) 傷病その他の理由によりおよそ修学の見込みがないとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき

- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 本規則に違反し、奨学生として適当でなくなったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき

### 第3章 奨学金の返還

#### (奨学金の返還義務)

第13条 奨学生は次に掲げる場合には、貸与は終了し、奨学生及び連帯保証人は、既に貸与を受けた奨学金の全額について返還の義務を負担する。

- (1) 奨学金の貸与期間が満了したとき
- (2) 奨学金の貸与を辞退したとき
- (3) 学校の在籍を失ったとき
- (4) 前条に定める理事会の議決があったとき

2 前項の場合には、奨学生は連帯保証人と連署のうえ、当財団に奨学金借用証書（別紙様式3）と返還計画書（別紙様式4）を速やかに提出しなければならない。

#### (利息)

第14条 奨学金の貸与は無利息とする。

#### (返還方法)

第15条 奨学金は、最後の貸与を受けた月から起算して12カ月を経た後、貸与期間の2倍以内に返還するものとする。ただし、退学処分を受けたことにより貸与が終了した者又は第12条第2号ないし第4号のいずれかを理由として理事会の議決により貸与が終了した者は、最後の貸与を受けた月の翌月の末日限りとして、既に貸与を受けた奨学金の全額を一括で返還しなければならない。

2 返還は半年賦か年賦払いとし、返還にかかわる手数料は奨学生の負担とする。

#### (返還猶予)

第16条 傷病その他やむを得ない事由のために奨学金の返還が困難な場合には、理事会はその事情を参酌して相当期間返還を猶予することがある。

第17条 奨学生または奨学生であった者が、在学中または卒業後、死亡した時は、奨学金の全部、または一部の返還を免除することがある。

(延滞金)

第17条 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、これを返還する義務を負う者をいう。以下同じ。）が返還を遅滞したときは、年3パーセントの割合による延滞金を支払わなければならない。

(繰上返還)

第18条 奨学金は、本人の申し出により繰上返還することができる。

(連帯保証人の責任)

第19条 連帯保証人は、奨学生であった者が負担する一切の債務について、奨学生であった者と連帯して履行の責任を負うものとする。

(奨学生であった者の提出義務)

第20条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先、連絡先に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

附則

1 この奨学金貸与規則は、平成28年3月1日から施行する。